

第5回一宮市障害者基本計画等策定委員会 会議録

令和2年10月5日(月) 午後1時30分～3時00分
一宮市役所本庁舎14階 大会議室

出席：16名
欠席：3名

1 開会

(1) あいさつ

(福祉課長)

皆様こんにちは、一宮市福祉部福祉課長の三輪でございます。ただいまから、第5回一宮市障害者基本計画等策定委員会を開催いたします。本日は、近藤委員、木全委員より、ご欠席のご連絡をいただいております。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。本日の会議では、7月に開催いたしました第4回策定委員会に引き続きまして、障害者基本計画等の素案の検討をお願いさせていただきます。素案としてまとまりましたら、市民意見提出制度によりまして、市民の方からの意見を募集し、その結果を踏まえて、最終案へと策定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、本日も貴重なお時間をいただいておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の委員会の出席者が、委員定数の過半数以上でありますので、お手元の一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱第5条第2項に基づき、成立していることを報告させていただきます。なお、本日の会議には、こども部子育て支援課、保育課、いずみ学園が参加しております。

次に、会議に先立ちまして、会議の公開についてご説明いたします。本委員会の公開については、原則公開とし、お手元に配布してあります「一宮市障害者基本計画等策定委員会の傍聴に関する規程」により取り扱いたしますので、よろしくお願いいたします。本日の傍聴者はございません。

では、早速ではございますが、会長からご挨拶をいただき、以降の議事の進行をお願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。日本福祉大学の青木です。日々大変な中、会議にお集まりいただきましてありがとうございます。皆様も日々ご心配なさっておりますように、新型コロナウイルスの影響が続いております。一人一人が予防を心がけている中で、愛知県内や一宮市の状況としても、感染拡大のピークはやや過ぎたように思いますが、引き続き、感染防止対策が必要なのは言うまでもありません。

本日の議題としては、障害福祉サービスの提供体制となりますので、障害者の生活に関わってくる大切な内容でございます。誰もが生活のあり方が大きく変わっている状況で、障害者の生活を考える視点も変化が生じてくると思います。市の計画ですので、障害福祉サービス制度の根幹を変えるようなことはできませんが、障害福祉サービスの内容を吟味し、議論していくことは意義がございます。本日のこの場を通して、私たちの暮らしが良いものとなるよう、新しい計画について皆様からのご意見をもとに、議論を深めていきたいと存じております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

なお議事に入る前に、本日の会議の議事録署名者を決めさせていただきます。私と、名簿の順で渡部委員、土山委員でお願いするということで、よろしいでしょうか。

《一同異議なし》

(会長)

はい。ご異議がございませんので、私と渡部委員と土山委員が、本日の議事録の署名を行うこととさせていただきます。

2 議事

(1) 計画の素案について

(会長)

それでは「議題(1) 計画の素案について」に入ります。では、事務局から説明をお願いします。

(福祉課)

説明の前に、大変申し訳ありませんが、資料の訂正を3点お願いいたします。1点目は、資料1の68ページをお願いいたします。サービスの見込み量としまして、数値を掲載している表がありますが、一番上の居宅介護の利用時間を訂正させていただきます。1行目の数値は居宅介護の利用時間となっており、令和2年度の「14,987時間」から令和5年度までの4か所の数値が誤っておりました。正しくは、右側のページの一番上のグラフをご確認いただきたいのですが、こちらにありますように、居宅介護の利用時間は、令和2年度が18,719時間、3年度は19,730時間、4年度は20,788時間、5年度は21,915時間となります。グラフの方が正しい数値となりますので、よろしくをお願いいたします。

2点目は、70ページでございます。中ほどに「②訪問系サービス」の見出しがついておりましたが、「訪問系」ではなく、「日中活動系」に訂正させていただきます。正しくは「②日中活動系サービス」となりますので、よろしくをお願いいたします。

3点目は、90ページをお願いいたします。医療的ケア児等コーディネーターの配置人数についてのグラフを掲載しておりますが、令和2年度以降の数値は誤りで、89ページにあります「事業の見込み量」の表に記載している人数が正しい数値となります。

以上、3点の訂正となり、ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。

では、資料1によりまして、概略を説明させていただきます。途中、お手元のA3の追加資料もあわせてご確認くださいませますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料1は、計画の素案のうち、「第5章 障害福祉サービス等の提供体制」でございます。表紙から2枚めくっていただきまして、62ページから始めさせていただきます。この章は、第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画にあたる部分になります。令和3年度から5年度までの3年間につきまして、成果指標や活動指標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込み量などを掲載しております。まず、「1 成果目標の設定」では、国の基本指針に基づいて、令和5年度末までに達成することを目指した、成果目標を定めております。「(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行」につきましては、現在の計画でも同じ指標があります。令和元年度末時点で、施設入所者は198人でしたが、そのうち6%以上の方の地域生活への移行を目標として、令和5年度での目標値を12人といたしました。また、施設入所者の削減の目標についても、国の基本指針に基づいて4人としています。

次に、「(2) 地域生活支援拠点等の機能の充実」につきましては、障害者の生活を支援するための機能として、相談や緊急時の受入の体制などを機能分担することにより実施しておりますが、引き続き機能の充実を図ってまいります。今回の成果目標では、運用状況の検証や検討することも求められておりますので、年1回の実施を目標値としております。

63ページの「(3) 福祉施設から一般就労への移行等」をご覧ください。現在の計画においても取り組んでいる内容ですが、成果目標の項目として、一部が変更されております。①の一般就労への移行者数として4つの項目があり、これらはいずれも、令和元年度の実績から国の基本指針にしたがって算出した目標値でございます。②の就労定着支援事業の利用者の割合や、③の就労定着支援事業所に関する項目についても、国の基本指針と同じ目標値としております。

では、64ページに移ります。「(4) 障害児支援の提供体制」としまして、3つの項目があります。

①は児童発達支援センターと保育所等訪問支援につきましては、一宮市ではすでに実施されておりますので、今後も充実を図ることを目指していきたいと考えております。②の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、③の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場につきましても、引き続き取り組んでいくこととして、目標を定めております。医療的ケア児等コーディネーターは、新たに成果目標の項目として定めております。

65ページの、「(5) 相談支援体制の充実・強化」をご覧ください。総合的・専門的な相談支援の実施や、

相談支援体制の強化について実施体制を確保するという国の基本指針に基づきまして、一宮市では、福祉総合相談窓口の設置を含め、相談体制の充実を目指し、目標を定めております。

続きまして、「(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」につきましても、各自治体において、質の向上に取り組む体制づくりを進めていくことが求められており、障害福祉サービス等の質の向上のために、さまざまな取り組みを実施できるよう体制を整備することを目指してまいります。

それでは、次の66ページ・67ページについては、A3の追加資料をご覧ください。「2 活動指標の設定」としまして、ここでは、障害福祉計画を推進していく上で、進捗状況を把握するための指標とその目標を記載しております。国の基本指針に基づきまして、それぞれの項目における平成30年度と令和元年度の実績とともに、令和5年度の目標を定めております。

まず、「(1) 発達障害者等に対する支援」としまして、発達障害者の早期発見・早期支援のため、適切な対応ができるよう、当事者やご家族に対しての支援体制を確保することが重要となりますので、3つの指標が示されております。ペアレントプログラムのほか、ペアレントメンターやピアサポートの人数が指標となっており、これまでの実績を踏まえて、目標値を設定しております。

次に、「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましても、現在の計画においての記載としましても、精神障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、各分野の関係者による協議の場を設置することを目指すこととしております。今後、協議の場を設置し、地域の実情に応じた精神保健・医療・福祉の一体的な取り組みができるよう検討していきたいと考えております。活動指標としまして、地域移行支援や地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助の利用者数も示されておりますので、それぞれの障害福祉サービスの利用見込み量に基づきまして、設定しております。

続きまして、「(3) 相談支援体制の充実・強化」としまして、活動指標を4つの項目を設定しております。数値でお示ししている項目については、基幹相談支援センターを中心に担っております事業を集計しており、事業の実施方法や開催のタイミングにより、年度ごとの実績値に変動が生じておりますが、これらの事業を継続的に取り組んでいき、必要とされる回数を目指して、設定しております。

では、「(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」に移ります。先ほどの成果指標としても設定している取組となりますが、ここでは活動指標が3つの項目があり、1つ目は数値での設定となっております。「障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数」の内容は、障害福祉サービスが適切に提供されるために、市の職員が障害福祉サービスの利用状況を把握し、また検証できることが望ましいとの観点から設けられておりますので、これまでに福祉課職員が障害福祉サービスに関する研修に参加した人数をもとに、令和5年度の目標値としております。ほかの2つの項目については、現在のところ行っていない項目となりますので、今後内容を検討していくこととなります。

では、資料1に戻っていただきまして、68ページをご覧ください。68ページ以降は、それぞれサービス別に記載がありますが、掲載している項目としては共通することですので、説明をまとめさせていただきます。「3 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策」としまして、こちらは68ページから83ページまでとなっております。84ページからは「4 障害児通所支援等の見込み量と確保方策」として90ページまで、そして91ページに「5 子ども・子育て支援事業」としまして、それぞれの事業の実績と、令和5年度までの見込み量を記載しております。掲載している事業としては、令和3年度から新たに始まる障害福祉サービスはなく、従来から行っている事業になります。それぞれのサービスの利用人数や利用時間については、これまでの実績から、推計いたしました。ただし、平成30年度から始まったサービスなどで利用実績が少ない場合や、急激な変化が生じているサービスなどは、今後の見込み量を現状維持としているものもあります。ここで、策定業務を委託しております、ジャパンインターナショナル総合研究所から、算出方法について説明してもらいます。

(ジャパン総研)

それでは、障害福祉サービス等に関する見込み量の算出について、簡単に説明させていただきます。国では「障害福祉計画策定に係るPDCAサイクルに関するマニュアル」というのが示されており、その中において、将来のサービス量を推計するに当たっては、「過去の実績の変化率の平均を用いた推計方法」が一般的な例として示されておりますので、一宮市の計画においてもその方法をもとにして算出しております。

具体的には、各サービスの平成27年度から令和元年度の5年間の実績を参考としています。各年度における利用人数の伸び率の平均を算出し、前年度の人数にその伸び率を掛け合わせて、利用者数の見込みを算出しています。例えば、令和3年度の推計であれば、令和2年度の利用者数に5年間の平均伸び率をかけています。利用時間や利用日数を算出する必要がある場合は、利用者数に1人あたり利用時間、もしくは利用日数をかけて、延べ時間、延べ日数を算出していますが、その1人あたりの数値については、平成27年度から令和元年度における1人あたり利用時間、もしくは利用日数を算出し、5年間の最大値を採用しています。その結果、サービスの性質や実情に沿わないなどの場合は、それぞれ調整を行っています。
(福祉課)

最後になりますが、89ページの「(3) 医療的ケア児に対する支援」につきましては、コーディネーターを配置することが求められておまして、ここに記載している内容は、一宮市での配置についての状況となっております。基幹相談支援センターや保健センターでは、すでに配置しており、今後も増やしていく考えでの見込み量です。

また、91ページの「5 子ども・子育て支援事業」につきましては、障害児保育や障害児児童クラブ・放課後児童クラブにつきまして、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図った上での、見込み量として掲載しております。

(会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、計画の素案について説明していただきました。内容の議論は後ほど行いたいと思いますので、まず、最初にご質問、ご意見などはございませんか。

(委員)

冒頭に会長からコロナ渦にあるというお話がありました。今、障害福祉サービス等の見込み量について5年間の実績の平均を基準として算出していると説明がありましたが、現在はコロナ渦によりソーシャルディスタンスと言われている状況であります。コロナウイルスの影響により、過去5年間と今後の利用者数は変わってくると思います。その中で、過去の実績を基準としてよいのでしょうか。そういった影響は考慮しなくてよいのでしょうか。

(会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。今のご意見を整理しますと、国の方針では過去の実績をもとに算出することになっているけれど、コロナ渦の状況は今までとあまりにも違うので、そこがどうなんだろうかというご意見だと思います。一方で難しいのが、コロナ渦にもありながら私たちはこうやって会議などをやる際はソーシャルディスタンスをとったりといったことがあります。障害者、障害児の方はこういった中でもサービスの利用に来られていますし、障害がある状況は変わらないということがあります。そういった状況がありまして、数値としてどこまでをどう反映していくか複雑な側面があると思います。この意見は議論の中でもう一度検討していきましょうか。

(委員)

はい。

(会長)

他になにかございますか。

(委員)

来年4月から中核市に移行するにあたって、障害福祉サービスだけでなく、福祉業務が県から市に移譲されると思うのですが、この計画を作るにあたって何か影響していることはあるのでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。行政の中でも今までやってきたことと中核市として主体的にやっていく内容が変わってくることが予測される中で、例えば保健所の設置ですとか、現時点でどのようなことがあるのかということですね。事務局はいかがですか。

(福祉課)

中核市移行について、福祉課に関わってくることとしては、主に身体障害者手帳の交付事務が市に移譲され、市で直接行うこととなります。もう一つは、障害福祉サービスの指定の事務も市で行うことになり

ます。それに付随して指導・監査も市で行うこととなりますが、計画の指標には直接影響してこないと思います。指導・監査で指導する事例があれば適切に指導できますが、数値には特に影響がないと思います。

(会長)

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

ではこの後は計画の内容について、議論の方を進めていきたいと思います。進め方については、成果目標について、活動指標について、障害福祉サービスについて、障害児のサービスについて、と4つくらいに分けて議論をしていきたいと思います。

では、最初に成果目標の設定について、何かご意見等ございますか。大きく項目としては、62ページにあります、福祉施設入所者の地域生活への移行、次に、地域生活支援拠点等の機能の充実ということで、福祉施設から地域に出ていく、さらには、地域で当たり前に暮らすための機能をいかにして充実させるかといったところ、次に63ページにあります、福祉施設から一般就労への移行等になります。この点に関しては、15年ほど前に障害者総合支援法が整備されて、一般就労への移行という方向に大きく舵が切られたところになるのですが、当初は疑心暗鬼なところと言いますか、どうなんだろうか、という声もあったのですが、やはり働くことによって、いきいきした暮らしの実現が見えてきたこともあって、成果指標としてもあがってきているところだと思います。あとは、64ページのところで、障害児支援の提供体制ということで、医療的ケア児への支援ですとか、このあたりのことも載っています。65ページのところが、広い意味での相談支援体制ということで、現状は相談支援事業所へ相談に行く、市役所に相談に行くといったところになっていると思うのですが、相談支援体制の充実・強化といった項目、最後に障害福祉サービス等の質を向上させるための取組といった項目になります。

先ほど委員からコロナ渦であることのお話しもありまして、国の方針でもありますけれど、利用者は減ったとしても電話等によって利用者を支援するといった弾力的な支援の方法も出てきているのが実態であると思います。いかがでしょうか。

ご意見ないようですので、ここに関してはとりあえず以上で、また何かございましたら、後ほどご意見いただければと思います。

では次に、66ページ、67ページのところで、活動指標の設定に関することについては、いかがでしょうか。先ほどの成果目標のところを含めていただいて結構です。

(委員)

確認ですが、活動指標の「(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」のところの指標に、「障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数」とありますが、1回受ければ御の字で数を増やしていくのか、内容を変えながら研修を続けていくということなのか教えていただきたいです。また、「(1) 発達障害者等に対する支援」のところの、「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数」について目標値が20人となっていますが、毎年20人弱の方が受けられるということと理解していいのか、それとも内容を変えながら、研修を重ねていくのかどうでしょうか。

(会長)

今のご意見は、個々の事業の内容が見えないのでどうだろうか、ということですが、最初の「障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数」について事務局はいかがでしょうか。

(福祉課)

各種研修の参加人数については、愛知県の方で障害福祉サービスに関する研修が2種類ありまして、その数値を実績としてあげています。これは障害福祉サービスの認定の担当が受講する研修です。今後も、愛知県で実施している研修に参加するという方向で考えていますが、今後の具体的な内容については把握しておりません。

(委員)

ということは、4人とか5人ずつ増えていくということでしょうか。

(福祉課)

2種類の研修に参加した人数を合計し、実績としていますので、職員が異動とかで新しく勉強しないといけない場合はそうなると思います。

(会長)

よろしいでしょうか。それともうひとつご意見であった、ペアレントトレーニングのことについて説明をお願いします。

(福祉課)

これまでは、ペアレントプログラムとして、いずみ学園と子育て支援センターで1クールずつ、10人の方を対象に実施していました。それを維持して、毎年違う方が20人ずつ参加してもらえらる枠を設定するという事です。

(会長)

よろしいでしょうか。他、ご意見等いかがでしょうか。

(委員)

「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の活動指標「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」について、現在はやっていなくて令和5年度から実施するという事でよろしいでしょうか。

(会長)

事務局、お願いします。

(福祉課)

現在は県の一宮保健所で協議の場をお持ちいただいているのですが、中核市に移行後は一宮市としてその場を持つということで、年1回開催することを予定しております。

(委員)

今は県がやっているということですね。

(会長)

市としては今までやっていないけれど、やっていないということではないということですね。

他はいかがでしょう。無いようでしたら、次の68ページからの障害福祉サービス等の見込み量と確保方策にいきたいと思います。ご意見等ございますか。

(委員)

サービスの見込み量が増えていく中で、国が地域移行を6パーセント以上進めることや、施設入所者を減らすことという方針を立てているわけですが、サービスの見込み量が増えているのに、片一方で下げていくというのが全体のイメージがつかみにくいです。

(会長)

精神科などで長期入院している方が地域に出ていく、施設入所を減らして、施設から在宅に舵を切っている人もいるけれども、その全体的な方向性が見えにくいということでしょうか。

(委員)

それと、今後は施設入所が増えていくんじゃないか、ということもあります。それを国が減らしていくというのをどう考えればいいのか、というところです。

(会長)

高齢化とか障害の重症化とかを考えると施設入所が増えていくように思えるけれど、減らすという方向についてどう考えていったらいいか、ということですね。事務局は分かる範囲で説明をお願いします。

(福祉課)

国の方が施設入所から地域移行へということになっているのですが、地域に移行していくかたちとしては必ずしも自宅だけではなく、障害福祉サービス等を使いながら、例えばグループホームなど、施設ではなく自宅に近いようなかたちで地域生活へ移行していくという事です。ですので、囲われた施設の中での生活ではなく、地域の中でより家庭の生活に近い環境にもっていかうということだと思います。障害者の数そのものは増えていくことも予想されますし、施設入所者に対してはいろいろな事情がありますので、ゼロにはならないだろうということで、その中でできるだけ地域移行を目指していこうということだと思います。

(委員)

目標値は可能だということですね。

(会長)

ここはとても大事なところで、国の方向性としては地域包括ケアシステムということが言われていて、一方的な支援対象となるのではなく、支えられる側も支え手となって役割を持って、役割を持つためには働く機会を得ていくということだということです。グループホームも施設という捉え方ではなく、在宅生活の共同版ということで、生きづらさを抱えている人たちの様々な可能性を広げながら、地域で支えていくということの流れのひとつとして、施設入所者が地域へ出るという方向が示されているということでしょうかね。

このあたりについて、具体的な数値やその他のご意見等ございますか。それぞれ当事者団体の委員の方もいらっしゃるので、現場からのご意見もあげていただけると良いと思います。

(委員)

77 ページについて、地域生活支援事業の中の「②自発的活動支援事業」の中で、精神障害のある人やその家族の相談窓口として、平成 28 年から家族相談事業を発足してやらせていただいています。思っていた以上に私たち家族が少しずつ成長できるようになりました。今後も行政の方と家族の方と協力してやっていきたいと思っています。

(会長)

はい。ありがとうございます。ご意見ということですね。これは市から委託を受けてということですね。今、ヘルパーセラピーの原則ということが言われていて、支援する側が支援されるということで、相談に乗ることで勉強させられるといったご意見ですね。役割を担う中で、いろいろなことを知ることができるということですね。

(委員)

グループホームの見込み量ですが、平成 30 年度の 372 人から始まって、令和 5 年度には 611 人まで伸びるのではないかとということですが、令和 5 年度のあたりになると、団塊の世代が 75 歳以上に入ってくるところになると思うのでこの数で足りるのかと、ちょっと不安を感じます。両親がご存命であれば、親元で支援を受けて生活することもできると思いますが、いよいよできなくなるということが増えてくると思いますので、グループホームのニーズはもっと高まるのではないかと、そういう懸念があります。そういう危機感を持っていて、何か情報があれば教えていただきたいです。

(会長)

貴重なご意見ですね。事務局で何かありますか。

(福祉課長)

グループホームの数自体は年々増えていっています。例えば、平成 30 年で 65 か所であったのが、令和元年では 73 か所に増えています。見込み量については表のとおりとなっているのですが、利用者数の伸び率に関しましては令和元年度の伸び率は 7.5%となっています。その前の平成 29 年度から平成 30 年度にかけては 12%、その前の平成 28 年度から平成 29 年度にかけては 15%となっておりますので、実利用者数の伸び率は減っている状況にあります。先ほどお話しがあった団塊世代の問題もありますが、今後の見込み量に関しては平均的な値になっておりますが 11%の伸び率を加算していますので、ここ数年の伸び率よりは高く設定をしています。

(会長)

確認ですが、一宮市にあるグループホームは、知的障害と精神障害のある方が入っておられるグループホームが多いということでしょうか。

(福祉課長)

もともとの出発点が、精神障害、知的障害の方を対象としており、その方のケースが多いです。

(会長)

実はグループホームは歴史が浅くて、もともとは補助金事業で、私の記憶によりますと、確か平成がはじまってすぐくらいに知的障害から始まって、精神障害の補助金要綱ができたのが平成 4 年くらいだと思います。今は障害者総合支援法になりましたので、加算がつくとかがあって、当時と比べものにならない

ほど予算が大きくなっています。ただ一方で、愛知県は全国でみればかなり数が少ないということだったと思います。ですので、あくまで予想ですが、一宮市の人口を考えると、絶対数としてはそれほど多くないかもという気がします。そのあたりはどうでしょうか。

(福祉課長)

一宮市の数のみで、全体の数は把握しておりません。

(会長)

そうですね。ただ、グループホームは形態が多様化してきました、当初は借家とかが多かったのですが、今は公営住宅でもできます。マンション、コーポなど、多様な形態で運営ができますので、それぞれの法人さんにこういう工夫をしたらできるのではないかといった情報を発信していくことが重要だと思います。

先ほど委員からご意見がありましたコロナ渦において、利用者の方は変わらず利用されているのでしょうか。

(委員)

うちの施設では身体障害者は休みがちですが、知的障害は親が面倒をみれないということで来られている傾向にあります。

(会長)

コロナ渦で家の中で閉塞感が出てきて、逆に今までお互い行き場があったのが、行き場が無くなって、トラブルというか、新たな課題が出てきていることもあって、その中で福祉施設のニーズが増えているという側面もあるということですね。今までは、インフォーマル支援を含めて生活支援ということだったのが、コロナ渦でインフォーマルな居場所が確保できないということがあって、フォーマルな支援に集中するということもあると思います。そういったことも踏まえてどうするかということ、コロナが終息するかといったらまだまだ難しいということもあり、計画値としてどう考えればいいのか、というところは建設的なご意見だと思います。

また、ご意見等出てきましたら、戻ってご検討いただけると良いかなと思います。それでは、84 ページ以降の「障害児通所支援等の見込み量と確保方策」、91 ページ以降の「子ども・子育て支援事業」について、何かご意見等ございますか。

(委員)

子ども・子育て支援事業についてですが、今年から医療的ケア児の保育が始まっていると思いますが、重い障害を持っているお子さんの親は、保育園に預けて働くことができないということが大きな問題になっていると思います。今までの障害児保育は知的障害を中心に歩ける子どもを対象としていまして、歩けない子は預かってもらえないということがあります。そういう方々の障害児保育ができていなくて、その点についても支援をお願いしたいと思います。今の数値目標はどういうかたちで掲げているか分からないのですが、こういう方々たちもいるということ吸い上げていただいて、数値目標を掲げてはいかがでしょうか。

(会長)

医療的ケア児の話はずっとあったわけではなくて、ここ数年でできた課題としてあげられていることで、見込み量は過去5年間の実績をもとに算出しているとのことですが、医療的ケア児とか、そういった方の数も入っているのか、別枠なのかということについて、事務局から説明をお願いします。

(保育課)

分かる範囲で答えさせていただきます。医療的ケア児については10月から1人お受けしています。初めての試みで、私たちも勉強しながら、大切なお子様の命ですので、看護師と協力してやっていきたいと思っています。今後はそういったお子様が増えてくると思われまますので、できる限りのケアと保育を提供したいと考えておりますが、体制がまだきちんと整っておりませんので、今後に向けて努力していきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございます。私たちが言葉で知っていることと、現場で考える安全な体制は違うと思います。

(保育課)

当初はモデル事業ということで始めさせていただいたのですが、来年度はもう1名が入所予定になっています。看護師2名で3名ないし4名をみれるようになっていきます。当初は医療的ケアが必要な場合は障害児保育ではお受けできないということになっていたのですが、医療的ケア児が必要なお子さんには、やはり障害児保育も必要であるということで、医療の方の審査会と障害児保育の2つの審査会にかけまして、お受けすることになりました。

(会長)

ニーズとしては、待っておられる方もいらっしゃると思うので、実際にどうだったかを公表していただけると良いと思います。

(保育課)

看護師の方にもしっかり研修を受けてもらい、万全の体制で臨みたいと思います。

(委員)

先ほども言いましたが、歩けない子どもが障害児保育で預かってもらえない状況が続いているのですが、医療的ケアが必要でなくても、歩けない子どもを乳児のクラスか何かで預かってもらえるとか、そういった方々への支援もぜひお願いしたいのと、あと、今はモデル事業ということで数値目標とまではいかないかもしれないですが、ぜひ目標を立てていただきたいと思います。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。

(保育課)

歩行が困難だと集団生活が難しいということになるのですが、歩行器具などを使って歩くことができるようでしたら、お受けさせていただけると思います。あと、年齢を落として保育をするということは、年齢によって基準が変わったりしますので、私ではお答えできないところになります。

(委員)

数値目標はいかがでしょうか。

(保育課)

数値目標はこれから検討させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

64ページに「医療型児童発達支援センターの設置を検討」と書かれており、85ページには医療型児童発達支援の見込み量が書かれていますが、これは医療型児童発達支援センターの設置と考えてよろしいでしょうか。

(会長)

事務局、よろしく申し上げます。

(福祉課)

医療型児童発達支援の利用については必ずしも一宮市内でなくてはいけないというものではありません。85ページの数値については市外で利用している人の数を想定しています。一宮市では医療型児童発達支援センターはまだございませんが、できれば良いという気持ちでおりますので、検討していきたいと考えています。

(委員)

市外の利用ということですね。

(会長)

そのあたりで、何かご意見があればよろしく申し上げます。

(委員)

他の中核市をみると、お医者さんがいる医療型児童発達支援センターが設置されておりますし、必ずしも肢体不自由だけでなく、発達障害の早期発見・早期支援を行っていくというところで、できれば児童精

神科のお医者さんがいる医療型児童発達支援センターが一宮市にもできると良い、と希望しています。

(会長)

これから中核市としていろいろやっていく中で、国の数値の範囲というよりも一宮市が他市のモデルとなるようなことをやっていけると素敵なことだと思います。

(2) その他

(会長)

その他として、事務局から何かありますか。

(福祉課)

今後のスケジュールについてご説明させていただきます。本日、ご検討いただきました障害者基本計画等の素案を持ちまして、今後、一般的にパブリックコメントと言われております、市民意見提出制度にて計画案を公表し、市民の方からの意見を募集いたします。日程の詳細については未定ですが、12月から1月にかけての1か月間、実施する予定です。意見の提出方法など、詳しくは、広報一宮12月号やウェブサイトにてお知らせさせていただきます。市民意見提出制度で提出されたご意見につきましては、次回の策定委員会にて、ご報告させていただくとともに、意見の概要や市としての考え方を公表することになっております。つきましては、次回の策定委員会を令和3年2月22日(月)に開催の予定とさせていただきますので、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。来年2月の第6回策定委員会において、計画の最終案をご確認いただきたいと思います。なお、本日ご審議いただきました計画の素案につきましては、最終案に至るまでに全体の構成や趣旨を変えない程度、例えば文言の修正等、軽易な修正をさせていただくことがございますので、ご了承ください。以上です。

(会長)

以上で本日の議題はすべて終了しました。進行を事務局へお返しします。

(福祉課長)

これを持ちまして、第5回一宮市障害者基本計画等策定委員会を終了します。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

議事録署名

会長

委員

委員